**平成３０年（再ロ）第１号**
青森市浪館前田４丁目11番12号
再生債務者　木立　香織
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後１時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月26日から平成30年４月９日まで
青森地方裁判所民事部再生係

**平成２９年（再ロ）第７号**
三重県四日市市智積町288番地13
再生債務者　五味　正行
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月26日から平成30年４月２日まで
津地方裁判所四日市支部

**平成３０年（再ロ）第３号**
福岡市博多区大博町６番16―402号
再生債務者　川越　大介
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月29日から平成30年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成３０年（再ロ）第４号**
福岡市博多区元町１丁目１番17―501号
再生債務者　青井　　聡
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月29日から平成30年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（再ロ）第２４号**
横浜市栄区鍛冶ケ谷２丁目54番Ｂ―408号
再生債務者　則包　正暁
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月26日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月９日から平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２９年（再ロ）第９号**
東京都八王子市東浅川町520番地ダイアパレス高尾Ⅱ415号
再生債務者　宮地　　晃
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年３月19日まで
平成30年２月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（再ロ）第６３号**
大阪府池田市神田４丁目22番34号
再生債務者　米田　宏隆
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年３月23日まで
平成30年２月23日
大阪地方裁判所第６民事部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２９年（再ロ）第１１号**
福岡市博多区麦野３丁目１番32号
再生債務者　大野　　滋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月21日
福岡地方裁判所第４民事部

## 厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年２月16日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。
平成30年３月６日
山口県山口市吉敷１丁目２番６号
山口県自動車販売厚生年金基金
代表清算人　大原　敏之

## 厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年２月16日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。
１．代表清算人氏名　大原　敏之
２．住所　山口県山口市吉敷１丁目２番６号
平成30年３月６日
山口県自動車販売厚生年金基金

# 会社その他の公告

**合併公告**
左記組合は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
甲の総代会及び乙の総会は平成三十年二月二十六日に議決しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、直近の財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いております。
以上、森林組合法第八十四条第四項で準用する同法第六十六条第二項の規定により公告します。
平成三十年三月六日
北海道北斗市本町一丁目一番一号
（甲）はこだて広域森林組合
代表理事組合長　中川平八郎
北海道上磯郡木古内町字木古内一八六番地の一
（乙）木古内町森林組合
代表理事組合長　東出　庄一

**合併公告**
左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
なお、この合併について社員総会の承認も得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年三月六日
滋賀県草津市野路五丁目二番三九号
（甲）医療法人芙蓉会
理事長　遠藤　　篤
滋賀県草津市矢橋町六二一番地
（乙）医療法人社団よつば会
理事長　遠藤　　篤

**組織変更公告**
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年三月六日
埼玉県所沢市大字中富九四一番地の一三
合同会社ＧＯＬ
代表社員　齋藤　　樹

**組織変更公告**
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成三十年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社スマイルとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年三月六日
神戸市長田区五番町五丁目一市住二七一四号室
合資会社能スマイル
代表社員　進藤　　能一

**合併公告**
左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併について甲乙ともに終了しており、滋賀県知事の認可も得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年三月六日
滋賀県草津市野路五丁目二番三九号
（甲）医療法人芙蓉会
理事長　遠藤　　篤
滋賀県草津市矢橋町六二一番地
（乙）医療法人社団よつば会
理事長　遠藤　　篤

**合併公告**
左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
なお、この合併について甲は平成三十年二月十四日付で長野県知事の認可を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年三月六日
長野県松本市大字島立二〇九三番地
（甲）医療法人青樹会
理事長　一之瀬良樹
長野県諏訪市高島一丁目一四番二号
（乙）医療法人大和整形外科医院
理事長　一之瀬良樹